

対象外とすべき食品区分

消費者庁食品表示課
2024（令和6）年7月

栄養成分表示の表示例

【義務表示】

食品表示法により、表示が義務付けられた5つの項目。これらは、生活習慣病予防や健康の維持・増進に深く関わる重要な成分。

※熱量はエネルギーと表示できる。

【推奨表示】

脂質のうち「飽和脂肪酸」、炭水化物のうち「食物繊維」は、日本人の摂取状況や生活習慣病予防との関連から表示することが推奨される成分。

栄養成分表示

1食分(〇g)当たり

熱量	〇kcal
たんぱく質	〇g
脂質	〇g
●飽和脂肪酸	〇g
炭水化物	〇g
●食塩相当量	〇g
●ビタミンC	〇mg

【表示の単位】

100g当たり、100ml当たり、1個当たり、1食分当たりなど、それぞれの単位ごとに栄養成分の含有量を表示。

ナトリウムの含有量は、**食塩相当量**として表示。

高血圧予防の観点から、食塩摂取量の目標と比較しやすくなった。

【任意表示】

ミネラル（カルシウム、鉄など）、ビタミン（ビタミンA、ビタミンCなど）、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、糖質及び糖類は、任意で表示。

食品表示基準における栄養成分表示の対象食品及び省略規定

	加工食品	生鮮食品	添加物
一般用	義務	任意	義務
業務用	任意	任意	任意

一般用加工食品は、栄養成分表示が義務付けられているが、以下に該当する食品は表示を省略することができる※(食品表示基準第3条第3項)。

- 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下であるもの
- 酒類
- 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
- 極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む。)が変更されるもの
- 消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者が販売するもの

また、以下の場合も表示を要しない※(食品表示基準第5条第1項)。

- 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- 不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合

※ただし、栄養表示をしようとする場合を除く。

対象外とすべき食品区分の検討

WHOのFOPNLガイドラインにおいては、「FOPNLのためには、栄養成分表示の義務化が前提条件である。」と規定されていることから、**栄養成分表示の対象となる食品のうち、日本版FOPNLの対象又は対象外とすべき食品区分の範囲を検討**する必要がある。なお、栄養素等表示基準は、日本人の食事摂取基準の18歳以上の成人の推奨量等の性・年齢別の値を人口に基づき加重平均した値であることを踏まえると、病者用食品や乳児用調製乳などの特別用途食品やコーデックス委員会のFOPNLガイドラインにおいても対象外食品として位置付けられている酒類については、日本版FOPNLの対象として馴染まないものと考えられる。
(「我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性」から抜粋)

食品関連事業者の実情を踏まえて自主的な取組を推進すること

消費者の適正体重の維持や食塩摂取量の減少等の取組を促すためには、消費者自身の健康リテラシーや食文化に配慮するだけでなく、食品関連事業者の実行可能性も踏まえていくことが重要である。検討会報告書では、「多くの事業者が参画できるようにするためには、事業者がこの食環境づくりに主体的かつ意欲的に取り組めるように配慮することが重要」であるとしている。また、我が国において、食品関連事業者の自主的な取組はあるが、FOPNLの取組数は少なく、統一もされていない状況である。したがって、**日本版FOPNLについては、任意表示の取組と位置付けた上で、一定のルールが必要**である。

(「我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性」から抜粋)

日本版包装前面栄養表示の範囲の方向性（案）

- ✓ 日本版包装前面栄養表を適用する範囲については、容器包装に入れられた一般用加工食品としてはどうか。
- ✓ ただし、健康増進法における特別用途食品のうち病者用食品及び乳児用調製乳並びに酒税法における酒類については、日本版包装前面栄養表示を導入することは望ましくないとしてはどうか。